

# 第四次草加市障がい者計画

# 第7期草加市障がい福祉計画

# 第3期草加市障がい児福祉計画

素案概要版

令和5年(2023年)11月時点  
草加市

## 1

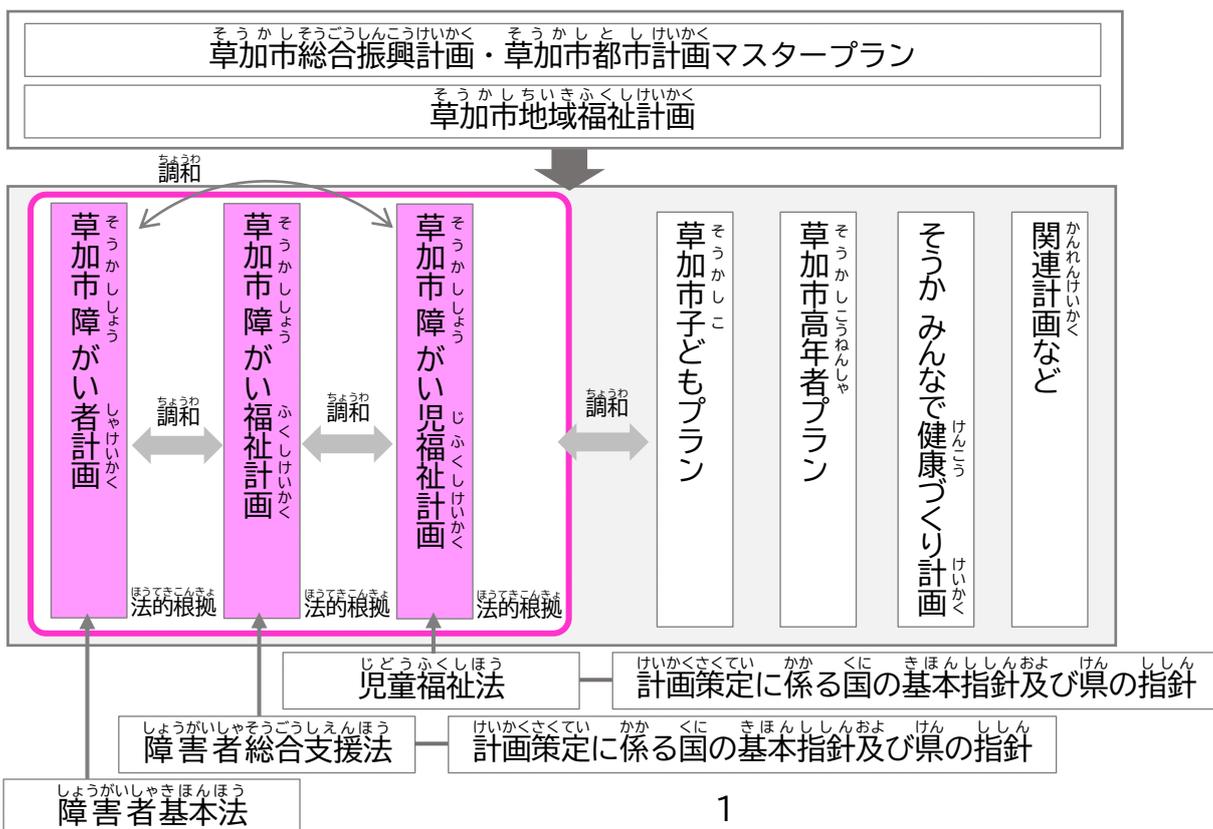
### 計画の概要

- 第四次草加市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 第7期草加市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。
- 第3期草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。

## 2

### 計画の位置付けと期間

- 第四次草加市障がい者計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間の計画です。第7期草加市障がい福祉計画及び第3期草加市障がい児福祉計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の計画です。



## 1 基本理念・基本方針・基本目標

基本理念：ノーマライゼーション ～ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる～

基本方針：(1) 年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた  
切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す

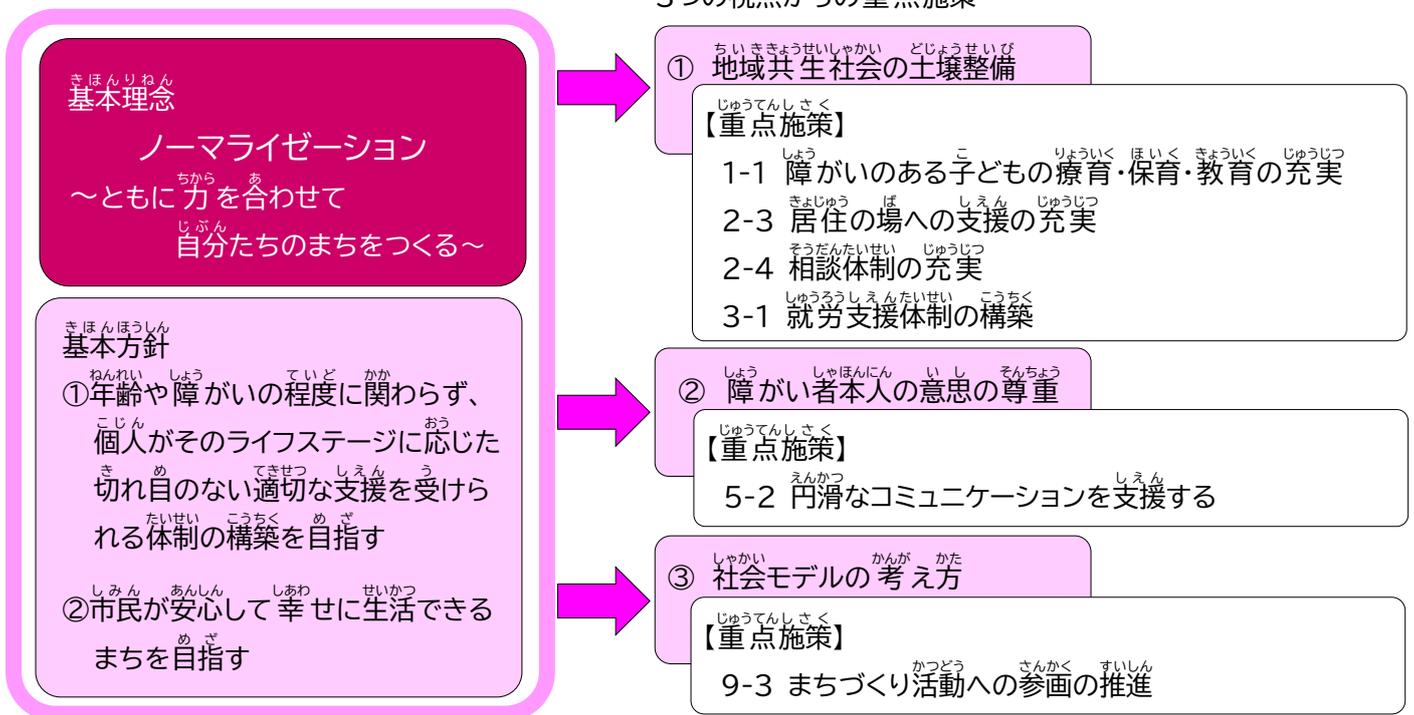
(2) 市民が安心して幸せに生活できるまちを目指す

基本目標：9つの分野別目標

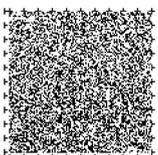
## 2 重点施策

- 基本理念、基本方針に基づく基本目標達成のための26施策のうち、6施策を重点施策とします。
- 令和4年度(2022年度)に実施した「草加市障がい者福祉に関するアンケート調査」結果、国、県及び市の動向や課題と、国や埼玉県の障害者総合支援法に基づく指針を踏まえ、地域共生社会の土壌整備、障がい者本人の意思の尊重、社会モデル※の3つの視点から重点施策を設定しました。

### 3つの視点からの重点施策



※社会モデル：「障がい」は社会(モノ、環境、人的環境等)と個人の心身機能の障がいがあいまって作りだされるものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方



基本理念

『ノーマライゼーション』

とともに力をあわせて

自分たちのまちをつくる

基本方針(1)  
『年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築をめざす』

基本方針(2)  
『市民が安心して幸せに生活できるまちをmeざす』

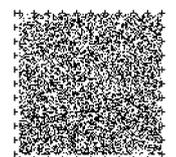
基本目標

- 1 子どもの力を伸ばす【療養・教育】
- 2 生活の質を維持する・向上させる【生活支援】
- 3 いきいきと働ける仕組みをつくる【雇用・就業】
- 4 市民の福祉意識を高める【啓発・広報】
- 5 情報・コミュニケーションを支援する【啓発・広報】
- 6 安全で快適な生活空間を確保する【生活環境】
- 7 防犯・防災体制を強化する【生活環境】
- 8 健康を維持・増進・回復する【保健・医療】
- 9 参画できる仕組みをつくる【スポーツ・文化・まちづくり】

施策

- 1-1 重点障がいのある子どもの療養・保育・教育の充実
- 1-2 学校教育・放課後対策の充実
- 2-1 日常生活への支援の充実
- 2-2 日中活動への支援の充実
- 2-3 重点居住の場への支援の充実
- 2-4 重点相談体制の充実
- 2-5 権利擁護の推進
- 3-1 重点就労支援体制の構築
- 3-2 一般就労の促進
- 3-3 行政組織内の障がい者雇用対策の強化
- 3-4 福祉的就労の促進
- 4-1 啓発・広報活動の推進
- 4-2 福祉教育の推進
- 4-3 ボランティア活動の活性化
- 5-1 情報提供の充実
- 5-2 重点円滑なコミュニケーションの支援
- 6-1 障がいのある人にやさしい公共空間の確保
- 6-2 移動手段の確保
- 6-3 住宅環境の整備
- 7-1 防犯・防災体制の確保
- 8-1 乳幼児期の適切な保健・療養の確保
- 8-2 心と体の健康づくりの推進
- 8-3 地域医療・地域リハビリテーションの充実促進
- 9-1 スポーツ・文化活動の推進
- 9-2 関係団体等の連携
- 9-3 重点まちづくり活動への参画の推進

※ 重点は重点施策



### 3 重点施策

#### 1 地域共生社会の土壌整備

##### 1-1 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

###### 施策展開の方向

障がい児の社会的自立を促進するため、保健、医療、福祉、教育等を適切に組み合わせ、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の総合的な取組を推進するとともに、地域支援・専門的支援の強化を通して医療的ケア児や重症心身障がい児など様々な障がいのある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

###### 具体的な施策

- 障がい児等の発達支援の推進【草加市子どもプラン】
- 障がい児保育・教育の充実【草加市子どもプラン】
- 児童発達支援の充実
- 医療的ケアが必要な児童等への支援

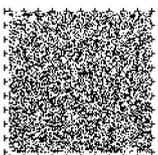
##### 2-3 居住の場への支援の充実

###### 施策展開の方向

利用者のニーズ等を尊重しつつ、需要に合わせたグループホーム等の居住の場の整備を推進していきます。

###### 具体的な施策

- 精神障がい者を含めた地域移行を推進していくための受け皿として、住み慣れた地域で、自立した地域生活への足がかりとなるグループホームについて、関係団体及び地域住民等の協力と理解を得ながら、安心して暮らせるまちづくりを自指し、計画的な整備を推進していきます。
- 親亡き後に不安を抱える保護者のため、強度行動障がい者や医療的ケアが必要な障がい者も地域移行、地域生活ができるよう環境の整備を推進していきます。



## 2-4 相談体制の充実

### 施策展開の方向

障がいのある人や家族、介助者等が抱える様々な問題の相談が、身近な場所で気軽に行えるよう、草加市基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所を中心に、障害福祉サービス事業所を含めた関係機関と草加市自立支援協議会の活用等で連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりを推進していきます。

### 具体的な施策

- 総合的な相談
- 難病の人や高次脳機能障がいの人等、特別な支援を必要とする人への相談機能の拡充
- 相談機関等の連携
- 介護保険との連携
- 身近な地域での相談体制の整備

## 3-1 就労支援体制の充実

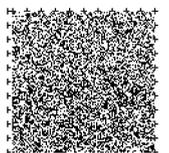
### 施策展開の方向

障害者総合支援法、障害者雇用促進法の改正等を踏まえて、ハローワーク、草加市障害者就労支援センターや東部障がい者就業・生活支援センターみらいを中心として関係機関と各事業所が連携し、啓発活動や職場開拓、職場訓練、就労中の支援、定着支援、離職後の支援等、障がいのある人の就労に関して連続した支援体制の構築を行います。

また、障害者雇用促進法の理念に基づき、企業とも連携、協力し、障がいのある方の就労に向けた支援に努めます。

### 具体的な施策

- 啓発・広報活動の実施
- 就労相談の充実
- 職場開拓の推進
- 就労支援体制の構築
- 連絡調整
- 関係機関との連携
- 福祉的就労等から一般就労への移行促進
- 障がい者優先調達の推進



## 2 障がい者本人の意思の尊重

### 5-2 円滑なコミュニケーションを支援する

#### □ 施策展開の方向

聴覚や音声言語機能・視覚等の障がいがあるために自らの意思を十分に伝えることが難しい人が、家庭生活及び社会生活において周囲の人々と円滑に意思疎通を図れるよう、口語の他にも手話、筆記、触覚、拡大文字、平易な言葉を使用するといった多様なコミュニケーション方法についての啓発や利用促進及び手話通訳者・要約筆記者派遣事業等の充実、草加市手話言語条例、草加市障がいのある人のコミュニケーション条例の制定を踏まえ、環境の整備を進めます。

#### ■ 具体的な施策

- 草加市手話言語条例・草加市障がいのある人のコミュニケーション条例に基づく取組
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- 手話通訳者養成事業
- 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成

## 3 社会モデルの考え方

### 9-3 まちづくり活動への参画の推進

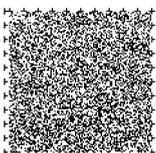
#### □ 施策展開の方向 【草加市都市計画マスタープラン、草加市男女共同参画プラン 2016】

ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進等により、誰もが地域で安心して幸せに暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。

また、障がいのある人の視点を意識したまちづくりによりノーマライゼーションの実現を促し、障がいのある人とない人との協働、また、住民や企業等、様々な主体と行政との協働による市民が安心して生活できるまちづくりを進めます。

#### ■ 具体的な施策【福祉プラスのまちづくり】

- 地域や各市民団体の理解と協力を推進するため、住民や事業者との連携や各団体との意見交換を通じ、自発的活動の支援と協働体制の形成を進めます。
- 障がい者が社会参加しやすい共生社会の実現を図るため、地域社会としての市民や企業等の取組を創発しやすくするための多様な機会を設けていきます。



## 1 計画の基本的な考え

本市では「第四次草加市障がい者計画」で掲げた基本理念「ノーマライゼーション ～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる～」との調和を図りながら、国・埼玉県の基本理念を考慮し、6つの基本的な考え方に基づき、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

### 1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていきける環境整備を進めます。また、障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実させるとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

### 2 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実させるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるためのシステムである草加市地域生活支援拠点等をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

地域資源の実態等を踏まえ、法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民・企業等が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等を進めます。

### 4 障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供

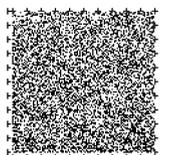
障がいのある人(障がいの種類には、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がい含む)及び障害者総合支援法第1条に基づき、厚生労働大臣が定める特殊の疾病)が一元的に障害福祉サービスが適切に受けることができるようサービスの充実を図ります。

### 5 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、草加市自立支援協議会等での情報交換や提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

### 6 障がいのある人の社会参加の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動、生涯学習など社会参加ができる環境整備を進めます。



## 2 計画の重点テーマ

### 市民が相談しやすい環境の整備

#### 国の動向

令和2年(2020年)に社会福祉法が改正され、包括的支援体制の構築に向けた具体的手法の一つとして、障がい、介護、子ども及び生活困窮に関する包括的な相談、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)が創設されました。障がい福祉分野においても、地域生活支援拠点等の整備や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等、障がい者が地域で安心して生活できるように必要な支援を包括的に確保することが求められています。

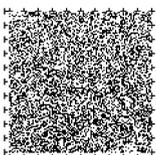
#### 本市の動向

本市では、まちづくりの根幹をなす計画として、第四次草加市総合振興計画(以下「総合振興計画」といいます。)が策定されており、「快適都市」の実現を目標としています。また、本市の健康・福祉関連計画の上位計画である草加市地域福祉計画では、基本目標を「1 地域福祉を支える人づくり」、「2 お互いを認め合い、みんなで支える地域づくり」、「3 すべての人を受け止める支援体制づくり」を掲げているため、その基本目標と整合性をとりつつ、第7期草加市障がい福祉計画策定の重点テーマを設定しました。

国では、「基幹相談支援センター」の設置や「地域生活支援拠点等の整備」、さらに、個別事例を通じた地域サービス基盤の構築等を自立支援協議会と関係機関の連携する協議会の体制確保の取組など障がい者が安心して相談できる場の整備を推進することとしていますが、本市では、これらの体制の構築等を自指して、草加市自立支援協議会の再編、草加市基幹相談支援センターを中心とした相談体制の構築、草加市地域生活支援拠点等の機能の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等を進めています。

障がい者の施策を充実させることはもちろんですが、障がい者の相談しやすい環境が整備されれば、本市で進めている障がい関連施策での支援へと繋がりがやすくなり、さらに子育て、介護、困窮者支援等の分野も超えて、支援が必要な世帯への素早いアプローチで世帯の問題が深刻化する前に支援が可能になると考えます。

以上のことから、「市民が相談しやすい環境の整備」を重点テーマとして設定し、障がい福祉施策を推進していきます。



### 3 地域生活、一般就労への移行の目標値

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和8年度(2026年度)末までに令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者119人のうち、実績や施設入所への要望等を考慮し、移行者割合を設定せず、移行が可能であると見込まれる人(2人)が地域生活へ無理なく移行できるよう支援します。

#### ② 福祉施設利用者の一般就労への移行等

令和8年度(2026年度)に令和3年度(2021年度)実績の1.28倍増加した42人を一般就労へ移行することを目標とします。

#### ③ 福祉施設利用者の一般就労への移行等の詳細(令和8年度(2026年度)における目標値)

- |                          |     |                      |      |
|--------------------------|-----|----------------------|------|
| ○ 一般就労移行者数(就労移行支援)       | 36人 | ○ 就労移行支援の利用者         | 123人 |
| ○ 一般就労へ移行させた事業所          | 50% | ○ 一般就労移行者数(就労継続支援A型) | 5人   |
| ○ 一般就労移行者数(就労継続支援B型)     | 1人  | ○ 就労定着支援事業の利用者数      | 20人  |
| ○ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合 | 25% |                      |      |

#### ④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム【重点テーマ】

既存の草加市自立支援協議会等を活用しながら、当該システムの構築について関係機関と調整を行っているところです。第7期草加市障がい福祉計画期間中に、効果的な包括ケアができる支援体制の構築を検討していきます。

#### ⑤ 地域生活支援拠点等の確保【重点テーマ】

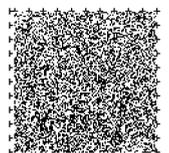
草加市自立支援協議会等の既存の協議会を活用して、年1回以上、当該拠点等の機能の充実、運用状況を検証及び検討していきます。

#### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【重点テーマ】

障がいの種別によらない、地域で身近な相談体制を構築し、また、適切に障害福祉サービスを利用できるよう、草加市基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備していきます。

#### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

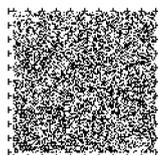
埼玉県が主催する障害福祉サービス等の研修に積極的に参加するとともに、引き続き草加市自立支援協議会等の障害福祉サービス事業者間で情報共有や連携ができる場を活用しながら、適切な障害福祉サービスを提供できるよう環境の整備を進めていきます。



## 4 サービス見込量

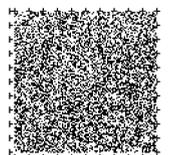
### ① 障害福祉サービスの見込量

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅生活 への支援	居宅介護(ホームヘルプ)	利用者数(人) 268	298	333
		月利用量(時間) 5,515	6,091	6,728
	重度訪問介護	利用者数(人) 11	11	11
		月利用量(時間) 3,478	3,517	3,557
	同行援護	利用者数(人) 60	62	65
		月利用量(時間) 1,823	1,902	1,984
行動援護	利用者数(人) 13	14	14	
	月利用量(時間) 242	248	254	
	自立生活援助	利用者数(人) 2	2	2
	生活介護	利用者数(人) 362	383	408
		月利用量(日) 7,199	7,364	7,533
	療養介護	利用者数(人) 17	17	17
月利用量(日) 549		574	599	
短期入所	利用者数(人) 104	106	111	
	月利用量(日) 767	808	851	
日中活動 への支援	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人) 2	2	2
		月利用量(日) 43	43	43
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人) 13	13	14
		月利用量(日) 258	264	270
	就労選択支援	利用者数(人) 8	8	10
		月利用量(日) 22	24	27
	就労移行支援	利用者数(人) 114	118	123
		月利用量(日) 2,031	2,115	2,202
	就労継続支援(A型)	利用者数(人) 121	134	154
		月利用量(日) 2,431	2,726	3,057
	就労継続支援(B型)	利用者数(人) 308	321	334
		月利用量(日) 5,730	5,996	6,274
就労定着支援	利用者数(人) 24	27	29	
	月利用量(日) 26	28	31	
居住の場 への支援	施設入所支援	利用者数(人) 127	131	136
		月利用量(日) 3,849	3,963	4,110
共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人) 248	260	271	
	月利用量(日) 7,001	7,312	7,636	
相談支援	計画相談支援	利用者数(人) 1,176	1,204	1,233
	地域移行支援	利用者数(人) 1	1	1
	地域定着支援	利用者数(人) 3	3	4



② 地域生活支援事業の見込量

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施
	相談支援事業	実施箇所数(箇所)	3	4
	うち、基幹相談支援センター	実施箇所数(箇所)	1	1
	成年後見制度利用支援事業	実施箇所数(箇所)	1	1
	意思疎通支援事業			
	手話通訳者派遣事業	登録者数(人)	71	72
		延べ派遣件数(件)	1,190	1,239
	手話通訳者設置事業	設置者数(人)	3	3
	要約筆記者派遣事業	延べ派遣件数(件)	80	82
	日常生活用具給付事業			
	介護・訓練支援用具	延べ利用件数(件)	9	9
	自立生活支援用具	延べ利用件数(件)	8	8
	在宅療養等支援用具	延べ利用件数(件)	11	11
	情報・意思疎通支援用具	延べ利用件数(件)	34	35
	排泄管理支援用具	延べ利用件数(件)	4,466	4,517
	住宅改修費	延べ利用件数(件)	2	2
	手話奉仕員・通訳者養成研修事業			
	手話奉仕員養成事業【入門編】	修了者数(人)	19	22
手話奉仕員養成事業【基礎編】	修了者数(人)	21	23	
手話通訳者養成事業	修了者数(人)	2	-	
登録手話通訳者数	通訳者数(人)	16	17	
移動支援事業	実利用人員(人)	103	106	
	延べ利用時間数(時間)	10,836	11,068	
地域活動支援センター事業	実施箇所数(箇所)	5	5	
	延べ利用者数(人)	13,925	14,233	
訪問入浴サービス事業	利用者数(人)	19	20	
日中一時支援事業	延べ利用件数(件)	306	313	
任意事業	点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業			
	点訳	奉仕員養成講座(初級)	修了者数(人)	6
		奉仕員養成講座(中級)	修了者数(人)	7
		点訳奉仕員登録者数	登録者数(人)	21
	朗読	奉仕員養成講座(初級)	修了者数(人)	16
		奉仕員養成講座(中級)	修了者数(人)	16
		朗読奉仕員登録者数	登録者数(人)	40
	更生訓練費給付事業	利用者数(人)	120	
	自動車運転免許取得費補助事業	利用者数(人)	3	
	自動車改造費補助事業	利用者数(人)	5	



## 1 基本理念

基本理念：子どもも親もいきいき

子どもにやさしく 安心して子育てできるまち そうか

## 2 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げ計画を推進します。

### 1 療育体制及び包括的相談支援体制の充実・質の向上

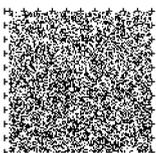
草加市子育て支援センターを身近な地域の障がい児支援の拠点として、療育体制及び障がいの有無にかかわらず、全ての子どもやその家族を対象とした包括的な相談支援体制を質・量ともに充実していくことを目指します。

### 2 障がいの種別にかかわらず切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築

障がい児とその家族に対し、子どもの行動や発達が気になる段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### 3 医療的ケア児及び重症心身障がい児のための支援体制の構築

日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(医療的ケア児)や重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられるようにするため、各関係機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。



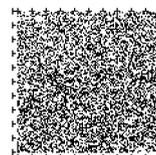
### 3 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の目標について、国の第3期障害児福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績及び地域の実情を考慮し、令和8年度(2026年度)を目標年度として設定します。

目標内容	令和5年度 (2023年度) 未現在	令和8年度 (2026年度) に向けた目標
児童発達支援センターの設置	2か所	2か所
地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	有	—
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	2か所
医療的ケア児支援のための協議の場	設置済	—
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	—

### 4 障害児福祉サービスの見込量

サービス名/項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
<b>児童発達支援</b>				
月当たり延べ利用人数	人/月	335	336	337
月当たり利用日数	日/月	2,698	2,703	2,709
草加市所在の必要となる事業所数	箇所	25	25	25
<b>放課後等デイサービス</b>				
月当たり延べ利用人数	人/月	874	876	878
月当たり利用日数	日/月	7,896	7,912	7,928
草加市所在の必要となる事業所数	箇所	47	47	47
<b>保育所等訪問支援</b>				
延べ利用人数	人/年度	340	341	342
草加市所在の必要となる事業所数	箇所	3	3	3
<b>障害児相談支援</b>				
延べ利用人数	人/年度	1,724	1,728	1,731
草加市所在の必要となる事業所数	箇所	13	14	14



## 5 医療的ケア児に対する取組

### 1 草加市障がい児支援協議会

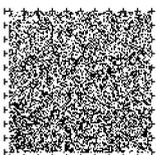
令和元年度(2019年度)、「草加市障がい児支援協議会」の設置に合わせて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、この協議会を活用して、障害福祉、教育関係者等が連携を図るための協議の場とすることとしました。令和5年度(2023年度)に開催された会議では、国が示す「医療的ケアが必要な障がい児の支援の充実に向けて」を議題とし、その内容を確認し、協議を行いました。

### 2 医療的ケア児に対する取組と今後について

- 各関係機関との情報共有のあり方について  
医療的ケア児の実態把握のため、令和3年度(2021年度)にアンケート調査等を行いました。把握したニーズを支援に繋げるために、医療関係、医療的ケア児等コーディネーター、教育関係等の関係機関との情報共有のあり方や方法について検討します。
- 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの役割について  
令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児等コーディネーター11名を配置しました。医療的ケア児に必要な支援は、配置済みのコーディネーターが保護者や関係機関と連携して調整しました。また、医療的ケア児の支援体制の充実を図るため、コーディネーターが意見交換する場を設けています。
- 医療的ケア児をもつ保護者同士の「集いの場」等の設置の検討  
令和7年度(2025年度)から児童発達支援センターあおば学園において、医療的ケア児を含む肢体不自由児の受け入れを予定しています。それに伴い、医療的ケア児を含む肢体不自由児の保護者に対し、情報共有を目的として、保護者同士の交流の場を提供します。
- 災害等発生時の対応方法についての検討  
災害等の発生に備えて、呼吸器、たん吸引器等の医療的ケア児が使用する機器の電源確保に役立つマップや福祉避難所での過ごし方を記載したしおり等の作成を検討します。
- 医療的ケア児に係る先進的事業に取り組んでいる他自治体の情報収集  
医療的ケア児に係る先進的事業に取り組んでいる他自治体へ視察等を行い、本市における医療的ケア児に対する取組について検討します。

### ○ 家族のレスパイトケアについて

在宅で医療的ケア児の介護をする家族の介護負担を軽減し、医療的ケア児と家族が安定した毎日を過ごせるよう、医療的ケア児に対応可能なレスパイトケアの取組について検討します。



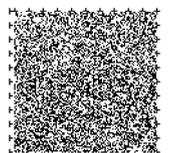
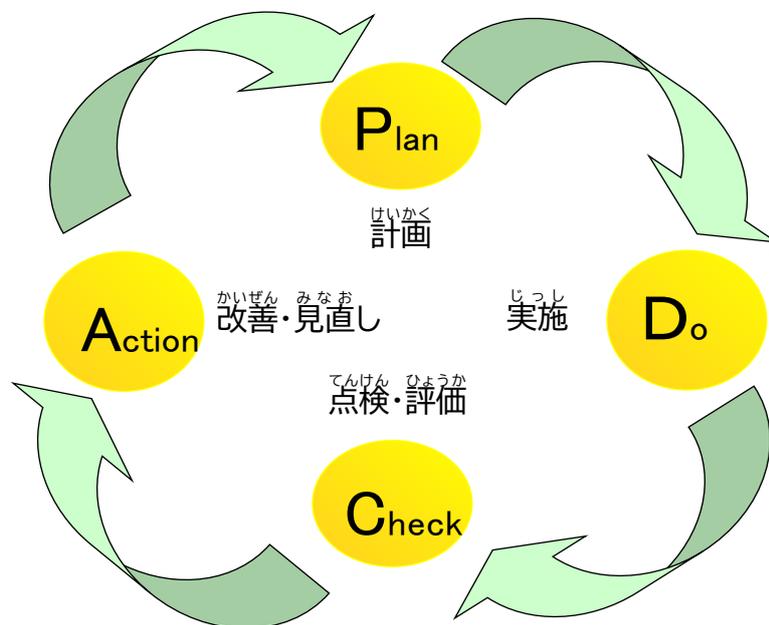
## 1 市民や関係団体と行政の連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援等の困難な部分もあります。障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの市民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

行政は関係団体との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

## 2 点検・評価体制

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかを検証するためには、実施状況等の点検が不可欠となります。そこで、毎年、草加市障がい者計画等推進委員会、草加市障がい児支援協議会等に意見を聞き、計画の進捗状況等の確認及び評価や課題事項の検討を行うなど、PDCAサイクルに基づいた施策の推進を図ります。



---

だいよじ そうかししやう しゃけいかく だい きしやう ふくしけいかく  
第四次草加市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・

だい きしやう じふくしけいかく そあんがいうぼん  
第3期障がい児福祉計画【素案概要版】

そうかしけんこうふくし ぶしやう ふくしか そうかしこ みらいがこそだ しえんか  
草加市健康福祉部障がい福祉課 草加市子ども未来部子育て支援課

〒340-8550 さいたまけん そうかし たかさごいっちやうめ ぼん ごと  
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

でんわ だい しょう ふくしか  
電話 048-922-0151(代) FAX 048-922-1153(障がい福祉課)

048-922-3274(子育て支援課)

E-mail shogaifukusi@city.soka.saitama.jp

sienka@city.soka.saitama.jp

<http://www.city.soka.saitama.jp/index.html>

<http://www.soka.bokkurun.com/>

---

